



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★経済産業省が電力、ガス、石油分野の脱炭素化移行のロードマップを取りまとめ

経済産業省は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、CO2多排出産業における脱炭素化への移行(トランジション)の方向性を示す技術ロードマップの策定を行っており、2021年に公表した鉄鋼、化学分野に続き、本年2月4日に電力、ガス、石油分野のロードマップを取りまとめました。電力・ガス・石油は国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源であり、本ロードマップは、日本のエネルギー事情や各分野の特性も踏まえて、現状利用可能な省エネ・高効率化や燃料転換等の取り組み、将来的な革新技術を、背景や時間軸とともに表しています。今後、紙・パルプ、セメント分野についても策定する予定としています。

出典：経済産業省、

脱炭素化への移行に向け、トランジション・ファイナンスに関する電力、ガス、石油分野におけるロードマップを取りまとめました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220204001/20220204001.html> (アクセス日：2022年2月22日)

★東京都が「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」を策定

東京都は、2050年までに世界のCO2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までに都内の排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明していますが、本年2月、その道筋を具体化する『2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half” -』を策定しました。CO2排出量やエネルギー消費量についての産業・家庭・運輸等の部門別目標案と、新築の戸建住宅等に太陽光発電設備の設置を義務づける制度の創設、燃料電池バスの導入や水素ステーションの整備等の施策を提示しており、今後、環境基本計画の改定、条例の改正を進めていくこととしています。

出典：東京都、2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half” -

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/zeroemission2021.html

(アクセス日：2022年2月22日)

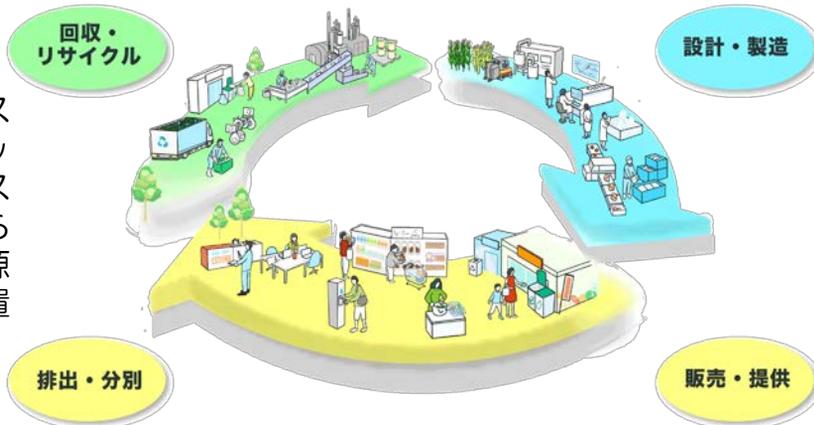


プラスチック資源循環法が2022年4月より施行されます

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている中で、包括的に資源循環体制を強化するため、2022年1月19日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等が交付され、2022年4月1日から施行されます。

「プラスチック資源循環法」とは

プラスチック資源循環法は、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を定めています。



暮らしはどのように変わる？

①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチックの資源循環は、製造・販売・排出事業者、自治体、消費者の皆様による様々な取り組みにより実現します。

①設計・製造段階

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針が示され、環境に配慮した製品を、消費者が選択しやすい社会となっていきます。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

②販売・提供段階

ワンウェイのプラスチックの使用量を減らすため、カトラリー類やアメニティ類等の使用の合理化が求められます。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

③排出・回収・リサイクル段階

製造事業者や販売事業者等によるプラスチック製品を回収する取り組みが広がり、再生プラスチックを利用した製品が増えていきます。

容器包装以外のプラスチックも資源として回収する自治体が増えていきます。

事業者が、排出するプラスチックごみについて、排出量の削減やリサイクル等に取り組みます。

出典：環境省、プラスチック資源循環法関連、一般消費者向け概要資料, <https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/gaiyou2.pdf>
環境省特設サイト「プラスチック資源循環」
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律, <https://plastic-circulation.env.go.jp/about>
消費者の方へ, <https://plastic-circulation.env.go.jp/about/shohisha> (アクセス日：2022年2月18日)



ガスのカーボンニュートラル化を実現する「メタネーション」技術

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、ガスについても脱炭素化の動きが加速しています。その方法のひとつとして有望視されているのが、CO₂と水素から「メタン」を合成する「メタネーション」技術です。現在の都市ガスの原料である天然ガスを、この合成メタンに置き換えることで、ガスの脱炭素化を目指します。

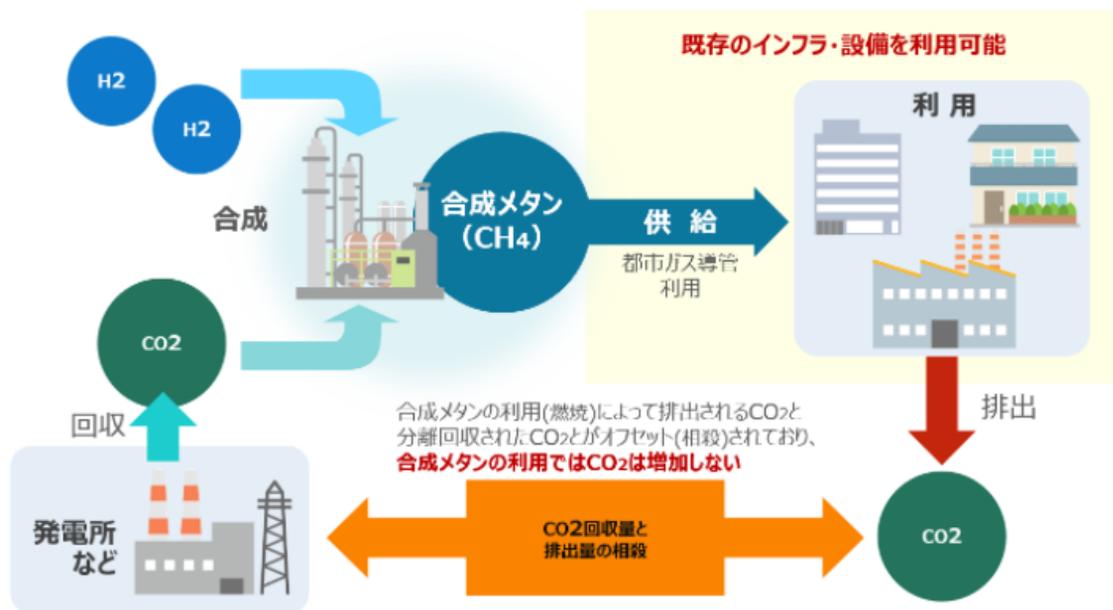
メタネーション技術、「3E」にも期待

ガスの脱炭素化技術にはいくつか選択肢がありますが、最も有望視されているのは、水素(H₂)と二酸化炭素(CO₂)を反応させ、天然ガスの主な成分であるメタン(CH₄)を合成する「メタネーション」です。メタンは燃焼時にCO₂を排出しますが、メタネーションを行う際の原料として、発電所や工場等から回収したCO₂を利用すれば、燃焼時に排出されたCO₂は回収したCO₂と相殺されるため、大気中のCO₂量は増加しません。つまり、CO₂排出は実質ゼロになります。また、原料の「水素」も、再エネ由来の電力で水を電気分解してつくる「グリーン水素」を用いれば、環境に負荷を与えません。

さらに、都市ガスの原料である天然ガスの主成分はメタンであるため、たとえ天然ガスを合成メタンに置き換えても、都市ガス導管やガス消費機器等の既存のインフラ・設備は引き続き活用でき、コストを抑えてスムーズに脱炭素化を推進できると見込まれています。

メタネーション技術は日本のエネルギー政策の基本方針である「3E（Environment 環境適合・Economic Efficiency 経済効率・Energy Security 安定供給）」に資するため、そのポテンシャルに期待が寄せられています。

メタネーションによるCO₂排出削減効果



(出典) 日本ガス協会「カーボンニュートラルチャレンジ2050 アクションプラン」を一部修正

出典：経済産業省 資源エネルギー庁、ガスのカーボンニュートラル化を実現する「メタネーション」技術、
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/methanation.html> (アクセス日：2022年2月22日)



グリーンライフ・ポイント

「グリーンライフ・ポイント」とは、企業や地域等が、環境配慮型商品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して発行する、食とくらしのポイントです。具体的には、食べ残しの持ち帰りや再生可能エネルギーの利用等の「衣食住」、カーシェア等の「移動」、プラスチック製食器の受取辞退等の「循環」、といった生活に関わる事業が挙げられます。日本の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連である中で、環境省は、新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対して、企画・開発・調整等の費用を補助する「グリーンライフ・ポイント」推進事業を行っています。環境配慮ポイントの発行の取り組みを拡大することで、脱炭素型のライフスタイルへの転換とともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリーや、地方活性化の促進を目指しています。

生物多様性ホットスポット

「生物多様性ホットスポット」とは、多様な生物が生息しているにも関わらず、絶滅に瀕した種が多く、保全の重要性が高い地域を指します。国際的環境保護団体「コンサベーション・インターナショナル (CI)」は、日本列島、マダガスカル、フィリピン諸島等、世界で36か所を「生物多様性ホットスポット」に選定しています。生物多様性ホットスポット内に残された原生自然は、地球の陸地面積のわずか2.4パーセントを占めるに過ぎませんが、植物の50%、両生類の60%、爬虫類の40%、鳥類・哺乳類の30%が、生物多様性ホットスポットにのみ生息しています。一方で、自然生態系は急速に破壊されており、毎年約1400万ヘクタール（日本の国土の約半分の面積）の森林が失われています。日本政府は、CI・世界銀行等により設立された、途上国の「生物多様性ホットスポット」の保全活動を行う地域の民間団体に対して投資支援する「クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金 (CEPF)」に2002年から参加し、生物多様性の保全に取り組んでいます。

Bコープ

「Bコープ」の「B」はBenefit（利益）を、「コープ」はCorp=Corporationを指しており、アメリカの非営利団体「B Lab」が創設した、環境や社会性等に配慮した事業活動を行う主体に対する認証制度のことです。この認証を受けるためには、経営の透明性や社会的パフォーマンス、定款の記載等について、B Labが策定した厳しい基準を満たす必要があり、世界で78か国4000社以上の企業が認証を受けています。日本でも、ESG投資や社会的インパクト投資といった社会や環境に配慮した投資への関心が高まっており、組織や事業の社会性評価や第三者の認定が課題となっている中で、世界で注目されつつある「Bコープ」をはじめとした海外の認証制度の調査や実証が進められています。

ぶなの森ニュース 2022年3月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432 (リテール営業部)

ホームページアドレス：<https://www.sompo-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.3%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.65%（税抜1.50%）**を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
 加入協会/一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。